

図書寮蔵『迎陽記』諸本解題——中世漢学の受容と継承——

臼井和樹

一、はじめに

中世漢学といえはいわゆる「五山文学」の隆盛が特筆されるが、並行して細々とはあれ、紀伝道も菅家で継承されてはいた。本稿で取扱うのはその紀伝儒たちの遺産である。

中世漢学はいかに近世へと繋がっていったのか。そして近世ではどのような形で受容されたのか。今回は儒者・東坊城秀長の『迎陽記』の書誌を採りながら考察してみたい。

二、『迎陽記』の受容——転写と伝承——

1. 『迎陽記』とは

まずは、今回主として採り上げる『迎陽記』について簡単に紹介したい。『迎陽記』（「秀長卿記」「菅相記」とも）は、南北朝～室町初期の公卿・儒者（漢学者）である東坊城秀長の日記で、当該期の古記録の中でも、後世史書として注目されていたことで知られる。たとえば、江戸初期の儒者・林鷺

峰は日記『国史館日録』の中で次のように述べている（返点等は筆者による。以下同）。

〔国史館日録、寛文六・五・九条〕主人招^{（永井尚庸）}余於其休処^{（林鷺峰）}相語、問^{（後水尾院）}館中之事、余曰、「……」又述、「『伏見院御記』在^{（秀）}法皇御庫、是記『東鑑』与^{（足利）}『太平記』間、又五条家有^{（迎）}『向陽記』、彼祖秀長日記也、是義満之時、此二書出則有^{（史料）}便於編輯^{（纂集）}、

足利義満の時代について史書を編修する上で至便の書だというわけだ。ちなみに鷺峰は、公用のルートで入手しようとして失敗し、結局書肆出雲路を通じて高値で「菅家秘本」を借受けて書写している（『国史館日録』寛文九・五・七～八条）。しかしこれを書写し若年寄永井尚庸に見せたところ、「この本は希書然としているが、ことごとく朝儀次第の書物で、取って使うに値する記事は少い。」と言われてしまったのであった（同七・七条）。

2. 『迎陽記』の諸本の系統

ところで『迎陽記』にはどのようなテキストが存在しているのか。記事について、また諸本についてもすでに小川剛生氏の詳細な整理があり、内容別には日次記・改元記・詩御会記・光厳院崩御記（本稿では貞治凶事記と呼

称)・後光厳院讓位記(本稿では応安讓位記と呼称)・法華懺法講記・相国寺供養記・蹴鞠御会記・足利義満延暦寺登山記・北山院入内記・文集・泰山府君都状およびその他の逸文を掲げるが、図書寮所伝のものとしては、日記記・改元記(改元勘文含む)・貞治凶事記・応安讓位記・相国寺供養記・北山院入内記・文集・泰山府君都状・逸文がある。

3. 13冊本系『迎陽記』

ところで、それらは個々別々の取合せのものも多く、系統立てて区分するのは困難が伴うが、たとえば『国書総目録』など目録の類を瞥見すると、『迎陽記』には、まとまった形で残る一三冊ひと組のものと、その他のものが個々に、あるいは取合わされて伝来するものがあることが分る。ひとまず前者を「13冊本系」と称しておくことにしよう。

五条家系写本によってその構成を示せば、

- ① 改元勘文1 (久寿〜建久)
- ② 改元勘文2 (正治〜仁治)
- ③ 改元記1 (康安〜康暦)
- ④ 改元記2 (至徳・嘉慶)
- ⑤ 改元記3 (康応・明德)
- ⑥ 改元記4 (応永)
- ⑦ 文集1 (No.11加賀入道五句諷誦文〜18卜部兼豊十三回忌諷誦文)
- ⑧ 文集2 (No.19後光厳院周忌〜43卜部兼豊七回忌)
- ⑨ 文集3 (No.44佐々木崇永三回忌〜48如空諷誦文)
- ⑩ 文集4 (No.49柳原忠光五句〈資藤〉〜62柳原忠光十三回〈資衡〉)

- ⑪ 文集5 (No.63大炊御門内府室一回〜70二条為重七回)

- ⑫ 文集6 (No.71一条実材一周忌〜117足利義満五句諷誦文〈秀長〉)

- ⑬ 文集7 (No.118足利義満百箇日願文〈義持〉)〜129足利義満一回忌諷誦文

〔道意〕

となる(なお、作品番号は『本朝文集』収録順(末尾表2参照)。

図書寮にもこの13冊本系の『迎陽記』が伝来している。栗皮表紙本『迎陽記』(函架番号255-43)がそれである。^②字こそ端正さを欠くが、栗皮表紙を持つ、「江戸前期」写本だ。本奥書から、五条為適書写本の写しと知られる。例として第三冊の本奥書を挙げれば、

〔図書寮栗皮表紙本迎陽記、第三冊、本奥書〕

此「迎陽記」、秀長卿以^三自筆之卷^一令^二摸写^一、加^二一校^一畢、

寛永七曆仲夏下旬 翰林学士菅原朝臣^(五條為適御判)

となっている。

さて、国立公文書館内閣文庫にも、紅葉山文庫旧蔵という「江戸前期」写の13冊本『迎陽記』が伝わるが、この写本の本奥書によれば、前半は寛文八年に為適男^{たのふ}為庸の写したものが、後半は寛永七年に為適が写したものがそれぞれ親本になっていることが分る。ところが、後半部の書写の時期——同年内での時期——が問題になる。ともに寛永七年の書写に掛るけれども、書写した時期が異なるのだ。さらに、内閣文庫にはいまひとつ内務省旧蔵の一二冊の本——不幸にして第二冊を欠くが、13冊本系の本である——があつて、これもまた親本が寛永七年内の、前二部とは別の月の書写に掛る。

まずは前掲の本奥書を整理した以下の表1を御覧いただこう(奥書そのものについては註の各本書誌に譲る)。なお、表には、筆者が図書寮栗皮表紙

表 1 13冊本系『迎陽記』本奥書の比較

冊	内閣文庫紅葉山文庫旧蔵本			内閣文庫内務省旧蔵12冊本			図書寮栗皮表紙本			内閣文庫旧林家本		
	年月	奥書筆者	親本	年月	奥書筆者	親本	年月	奥書筆者	親本	年月	奥書筆者	親本
1	寛文8年初秋	五条為庸	秀長本	寛永7年仲夏下旬	五条為適	秀長本	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
2	寛文8年初秋	五条為庸	秀長本	(欠冊)			ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ	ナシ
3	寛文8年初秋	五条為庸	秀長本	寛永7年仲夏下旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲夏下旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲夏下旬	五条為適	秀長本
4	寛文8年中秋	五条為庸	秀長本	寛永7年季夏上旬	五条為適	秀長本	寛永7年季夏上旬	五条為適	秀長本	※ 林家本第3冊本奥書は同冊中途にあり。		
5	寛文8年中秋	五条為庸	秀長本	寛永7年季夏上旬	五条為適	秀長本	寛永7年季夏上旬	五条為適	秀長本			
6	寛文8年中秋	五条為庸	秀長本	寛永7年季夏上旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲秋中旬	五条為適	秀長本			
7	寛永7年孟夏	五条為適	秀長本	寛永7年季夏中旬	五条為適	秀長本	ナシ	ナシ	ナシ	内閣文庫文集(冊次は扉表記等により判断)		
8	寛永7年季春下旬	五条為適	秀長本	寛永7年季夏下旬	五条為適	秀長本	ナシ	ナシ	ナシ	年月	奥書筆者	親本
9	寛永7年暮春下旬	五条為適	秀長本	寛永7年季夏下旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲秋中旬	五条為適	秀長本	寛永7年孟夏下旬	五条為適	秀長本
10	寛永7年仲夏中旬	五条為適	秀長本	寛永7年孟秋上旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲秋中旬	五条為適	秀長本	寛永7年季夏下旬	五条為適	秀長本
11	寛永7年仲夏中旬	五条為適	秀長本	寛永7年孟秋上旬	五条為適	秀長本	ナシ	ナシ	ナシ	寛永7年仲夏上旬	五条為適	秀長本
12	寛永7年仲夏下旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲秋中旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲秋中旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲夏下旬	五条為適	秀長本
13	寛永7年仲夏上旬	五条為適	秀長本	寛永7年季秋下旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲秋中旬	五条為適	秀長本	寛永7年仲夏上旬	五条為適	秀長本

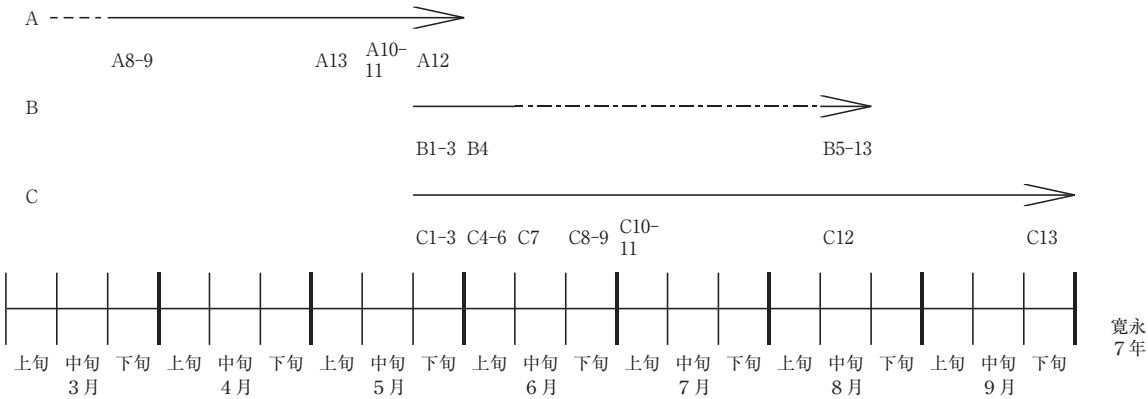
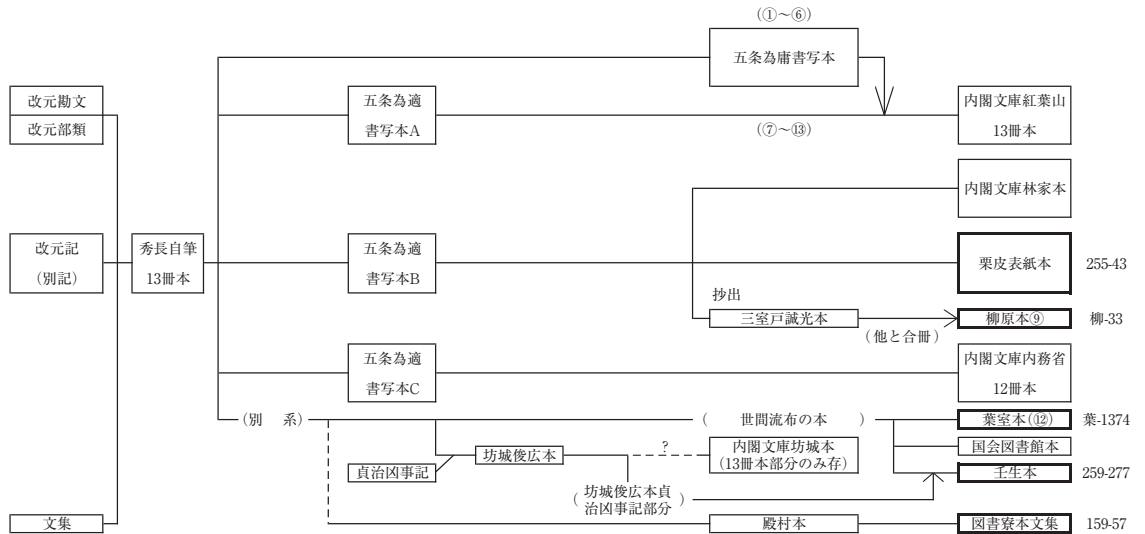


図 1 五条為適書写本各系統書写期間一覧



※この他に内閣文庫本文集もこの系統に属する。

図 2 13冊本系統図

本と同系と判断した内閣文庫蔵林家旧蔵本および内閣文庫本文集も併せ載せてあることに注意されたい。

為適の本奥書の順に整理すると、図1のようになる。つまり、ほぼ同時期に最低三度（便宜図1の如くA-C系統と呼称）同じ本を書写していることになる（とはいえ、「書写せしめ」たということは、為適自身の書写ではないわけだが）。『迎陽記』に当時何らかの需要があったことを示すと思われる。

一見して分るように、これら「13冊本系」本は、五条家周辺で、秀長自筆本からの転写により生れたものである⁽⁵⁾。

さてここで振返ってみると、先に引用した『国史館日録』で鶯峰は、「五条家に『迎陽記』がある（五条家有『⁽⁴⁾迎陽記』）」と語る⁽⁶⁾。なるほど、これこそ諸本の本奥書にいう秀長自筆本のことだろう（内閣文庫13冊本前半の本奥書を信用すれば、少くとも寛文八年までは秀長自筆本が五条家に伝来していたわけである。これは『国史館日録』の記事が寛文六ないし九年のものであることも符合する⁽⁷⁾）。なぜこのように短期間に何度も書写しなければならなかったかは改めて考えなければならない問題だ。

この13冊本系に属する他の図書寮本を挙げれば、

壬生本（259-277）…取合せ本だが、基本的には13冊本の各冊を寄せたもの。
13冊本系以外のものとして貞治凶事記を附す。

葉室本（葉-1374）…無奥書系13冊本の零本。第一二冊のみ現存。

柳原本（柳-33）第九冊…図書寮本と同系統（図2「五条為適書写本B」）に属する三室戸誠光本を合冊する。

の三つがある。

壬生本⁽⁸⁾は、奥書にいう「世間流布」の『迎陽記』たる13冊本系本文と（次

節参照）、貞治凶事記を併せたもので、筆蹟も複数交じるため、壬生家で（時間をかけて）「世間流布」本たる13冊本系諸本文（本章第4節を見よ）を蒐集、合冊したものと思しい（季連またはそれ以降の壬生家の人によって合冊されたとみてよい。なお、季連書写に掛るのは筆蹟から判断して貞治凶事記部分のみである）。その際披見したものひとつが奥書に見える坊城俊広本で、現在内閣文庫に遺るもの（請求番号146-131）がそれに当たると思しいが、これは無奥書の13冊本系に属するから、当然季連が校合に用いたことは想像に難くない。ところでその坊城本はいま三冊本として13冊本系本文のみを伝えるが、表紙外題脇に「共四」とあるから、その失われた四冊目が貞治凶事記だったのだろう（壬生本季連奥書からすると、世間流布本以外で坊城本にあったのは貞治凶事記のみだから、他の別記・日次記の合綴の可能性はない）。

葉室本⁽⁹⁾は、国立国会図書館蔵本（請求記号わ331.16）と同様、奥書を一切持たない本と考えられ、広義の13冊本系に含まれるが、五条家系の本とは別に作成されたものと思しい⁽¹¹⁾（この系統は総じて「（本）奥書を持たないこと」がその最大の特徴である——ためにこの系統がさらにどこまで分類できるかは今のところ定かではないから、姑く措く。後考を期したい）。しかも現在その大半は失われ、文集の一部しか存せぬ。

柳原本⁽¹²⁾については『迎陽記』全体としての作成経緯が異なるので略述するのは難しい。但、柳原紀光⁽¹³⁾の蒐集本のひとつであることだけは確実である。柳原家旧蔵書は全体として、「若干の家記類の他は大半が江戸後期における紀光の蒐集に係」り、「紀光は修史の事業に執して諸方に旧記を涉獵し、書写してこれを自得することにたゆまざる努力を払った」ことで成立した蔵書群であることが知られ、朝儀関係に紀光自筆本が多い⁽¹⁴⁾。『統史愚抄』編纂の

ため蒐集したらしい零本・逸文等を寄集めて成冊したものもある。では、本稿で話題としている『迎陽記』については如何。現在、『和漢図書分類目録』（書陵部）には、「柳原紀光寫」とあり、概ねそれで間違いないと考えられる（また詳しく見てゆくと、後述するが、中本部分に、紀光筆でない、「三室戸誠光本」が雜じっていることも注目されるべきだ（ゆえに細かく言えば、「柳原紀光等写」が正しい）。このような取合せ状態なのはたとえば『忠光卿記』（柳一642）も同様だが、本書は全体を通して紀光の筆である）。ただ、各冊の形態に鑑みれば、蒐集経緯は大体三〜四段階にでも分類できようか（詳細は書誌（註（8）に就け）。概ね刷毛目表紙本（これには包背装と通常の線装がある）と宿紙表紙本の二（〜三）種大本と中本でそれぞれ分れる。また第九冊について言えば、それ自体本文は取合せながら（註（11）の書誌参照）、柳原紀光写でない部分——三室戸本——が五条為適書写本B系で、もと別冊であったものを他の部分と併せ一冊としたのだろう。全体の中で、第七〜九の三冊だけが中本であり（他六冊は大本）、三室戸誠光の没年から考えるとその部分の成立時期は遡るので、三室戸本を紀光が得て、その大きさに合せて第七〜九冊を作成したのだと考えられる。その上で、第一〜六冊の大きさは大本であることも併せれば、三室戸本を得たのは第一〜六冊成立時以降かと思惟する。

さて、本文自体は13冊本系に属しながらも、特殊なのがいわゆる『迎陽文集』である⁽¹⁵⁾。

13冊本系における文集は、前述のとおり第七〜一三冊に相当し、諸本各冊の内容は一致する。

図書寮には書名を『迎陽文集』とする一冊があるが（159⁽¹⁶⁾）、奥書によれ

ばこれは明治十九年に図書寮が殿村恵津藏本を写したものである。殿村恵津（『明治富豪譚』では「ゑつ」とする）は、『商業資料』明治二十九年一月十日号によれば、大坂の両替商として名高い米屋平右衛門家の当主であるようだ。図書寮では明治十七〜十九年に様々な本の謄写を行っており、殿村系の謄写本も多数所蔵している。また別に、『大坂内平野町』殿村藏書目録（102⁽¹⁷⁾、68）も架蔵している⁽¹⁸⁾。それに、

〔殿村藏書目録、別四番〕一、『迎陽文集』 二冊

とあるが、これこそ図書寮本文集の親本だろう。また同書には榎村正直より小河一敏宛の書翰（返翰）が合綴されていて、それによれば、おそらくは修史館の目的によるところがまずあって（「歴史編輯ニ付、古書被_レ見度之趣有_レ之、」、榎村がかねて心にとめていたところに、長松幹も要求してきていたらしい（「先年来長松氏被_レ申越_レ候趣も有_レ之、」）。最初は建仁寺の藏書に目をつけていたが、仏書・漢籍ばかりでいまひとつ修史には役立たなかつたようだ（「多分仏書・漢籍ニ而表題ノミにてハ」云々）。そこで話題に上つたのが殿村氏の藏書だったらしい（「且又大坂府下殿村ゑつと申もの所藏之古書多くの由、兼テ御聞及ビに候、」）。この書翰は註（16）で述べるように明治十七年以前のもので、面白いが、実際図書寮本『迎陽文集』自体は明治十九年に作られたものだから、明治十年代後半から殿村家の藏書が修史館などによって大量に筆写されていたと推測される。ちなみに図書寮での殿村藏本書写は、おおそ明治十九年のものとみてよい⁽²⁰⁾。

さて、本冊の内容を考えてみると、わずかにNo.118〜129・11〜18・44〜48のみであり、順序もばらばらであることが分る。一方で、この作品群はそれぞれ13冊本のそれぞれ第一・三・七・九冊に相当するから、冊ごとの構成は変ら

ない。小川氏の考察によれば文集の編集には五条父子が絡んでいるというから、図書寮本（および親本たる殿村本）もやはり（五条家系の）13冊本系に属するのである。

4. 改元に関係しない別記、および日次記

図書寮には、前掲の壬生家伝来の一写本があつて、本文の字などを瞥見するに、もと数冊あつた本を合冊しているものと思しいが（註（8）の書誌を参照せよ）、その最後の部分——貞治凶事記——に興味深い奥書がある。それに曰く、

〔壬生本迎陽記、貞治凶事記部分、本奥書〕

以三小川坊城前大納言（俊広卿）本「書写／校考、此一冊（凶事、）世間流布之／『迎陽記』之中無之云々、可禁^レ他見^一者也、

延宝六年七月廿七日左大史小槻^{（壬生季連）}（花押）

と。これから以下のふたつの事実が導かれる。

A) 貞治凶事記は、「世間流布」の本とは別系統である。

B) 「世間流布」の本は、改元記・改元勘文と文集——いわゆる13冊本系——のことを指している（註（8）の書誌を見よ）。

さて、このような視点から図書寮の諸写本を見ると、「世間流布」でない系統の写本も見つかる。試みに内容ごとに挙げれば、

（ア） 貞治凶事記↓諸陵寮本^{（21）}（陵・381）・鷹司本貞治凶事記^{（22）}（350・510）・図書寮本貞治凶事記^{（23）}（256・36）・藤波本^{（24）}（217・408）第一冊・壬生本^{（25）}（259・

277）末尾部分（註（8）書誌参照）

（イ） 応安讓位記↓藤波本^{（26）}（217・408）第一冊・柳原本^{（27）}（柳・33）第二冊

（ウ） 相国寺供養記↓柳原本^{（28）}（柳・33）第三冊

（エ） 北山院入内記↓柳原本^{（29）}（柳・33）第六冊・久世本^{（30）}（259・133）第二冊・鷹司本北山院入内記^{（31）}（259・265）

となる（なお、（ウ）については、すでに『群書類従』に入っている^{（32）}）。

以上は別記だが、日次記もある。

（オ） 康暦元（永和五）年・同二年記↓柳原本^{（33）}（柳・33）第二冊

（カ） 応永五・六年記↓柳原本^{（34）}（柳・33）第四冊・藤波本^{（35）}（217・408）第二冊

（キ） 応永八年記↓柳原本^{（36）}（柳・33）第五冊・藤波本^{（37）}（217・408）第三冊・久世本^{（38）}（259・133）第一冊

の三種がそれである（以上（オ）（キ）はすでに史料纂集にて小川氏により翻刻されているので参照されたい^{（39）}）。

図書寮所伝本でもいずれも当該日次記とセットになっている別記が異なっていることから、同種の日次記同士であってもその系統が異なっていると思しい^{（40）}。一方、（オ）（キ）のそれぞれが、諸本筆録期間を同じくすることから、それぞれの祖本は大略一種ずつとみてよいだろう。なお、日次記については小川氏が、もともと秀長自筆本が中山家に伝来したことを指摘している（小川「迎陽記諸本の研究」）。ことに応永八年春記は、「おそらくは江戸中期以後、薩戒記から分離した後に流布した本文であるように思われる。」というから（同上）、13冊本系の成立よりも現実的な「祖本」の成立は下ると思しい。

5. 『迎陽記』逸文

さて、図書寮に「本」の形で伝来しているのは以上の諸本であったが、そ

れ以外に、叢書・部類記中に引用され伝わった逸文を紹介したい。

イ 『砂巖』 所収永徳二年・応永二年条

『砂巖』(柳385) 所引部分についてはすでに図書寮叢刊で翻刻されているので(図書寮叢刊二二〇ページ)、参照されたい(『砂巖』自体についても図書寮叢刊の解題を参照されたい。ここでは書誌等省略する)。永徳二年四月二十八日条(新院(後円融院)御幸始)と応永二年九月十六日条(足利義満受戒)の記事である。いずれも本人ではなく、一門の出仕があった。装束に関する記述が書抜かれたと思われる。

ロ その他部類記等所収の逸文

この他にはどのような逸文があるだろうか。『図書寮典籍解題―続歴史篇』に拠れば、以下の書物に『迎陽記』が引用されている。

(1) 『懺法講部類』(350-44、鷹司本) ↓ 康暦二年正月(後光厳院七回忌)

(2) 『曼供部類記』(葉376) ↓ 応永六年四月(後円融院七回忌)

(3) 『御讓位部類記』(264-713、庭田本) ↓ 応安四年(光厳院讓位)

なお、それぞれの書誌については『図書寮典籍解題』に就かれたい。

また他に『毫埃』(255-115)第一冊にも『迎陽記』の逸文がある。貞治三年七月(応永十四年三月)を収録するが、記事の多くは崩御・薨去、懺法・供養である。いずれも日次記・別記の筆録期間の内に収まる。

6. 補遺——『迎陽記』ではないが『迎陽記』とされるもの——

実は、書名を『迎陽記』と称しながら、『迎陽記』ではないものが存在する。『迎陽記泰山府君都状』(土99)がそれである。⁽³⁰⁾ 本来ならば「泰山府君都状」を書名として採り、「迎陽記」を一名(Another Name)とすべきだが、現

状のような整理をされているのは、内題を欠き、外題に拠らざるをえなかったことによると思しい(土御門家献納本の目録(『図書録』(識別番号乙286)大正六年第七号文書・『図書録別冊二』(識別番号63584)大正五年第一号文書にそれぞれ目録が附属)を瞥見すれば、やはり外題で採っており、この目録のまま現行書名としたか)。ところが、原本を一見すれば明らかなように、本書扉の「迎陽記(□他)」という文字は摺消されていて(註(30)書誌参照)、書写者も本書が『迎陽記』でないことを理解していたとみられる。しかし、後世外題に「迎陽記」と書いてしまったので(整理者もそれに引きずられ)、現行書名のようになっていると思しい。

摺消されている理由は明快で、その所収年次に秀長在世中のものがないからである。

しかし、たとえば東京大学史料編纂所謄写本(親本は徳川昭武本——水戸徳川本)でも「貞治凶事記」等と合冊されているところを見ると、どうやら単独では伝わっていなかったらしく、それが分離した際に「迎陽記」の三字を連れてきてしまったと考えるのがよいのではないか。

このような経緯に鑑みれば、いたずらに書名から「迎陽記」の三文字を削るのは短絡に過ぎよう。それこそ一名に採るか、備考としてこのことを記事としておくのが妥当かと考えているところである(しかし、今回は本題から外れるので姑く措く)。

三、『迎陽記』の伝来と漢学の継承

1. 諸本の伝来と漢学の継承

この『迎陽記』の伝来等を関するに、主たる関心事は改元だったことは明白である。まずもって改元記が中心たる13冊本系が多く残っていることがその証左になろう。しかも本来東坊城家に伝来して然るべき日次記原本が、現存の筆録期間部分は中山家に伝来していたらしいという小川氏の指摘（小川「迎陽記諸本の研究」）は、日次記自体早くに東坊城家を離れ散佚してしまったことを如実に表している。

13冊本系写本は言うまでもなく文集をその主要な構成要素とするから、13冊本系が多く残っていることは、文集も多く残っていることと同義である。加えて文集のみの伝来もままある（図書寮本文集・内閣文庫本文集など⁽³¹⁾）。

ちなみに『本朝文集』所収の各作品を見ると、「迎陽記幾」というかたちで典拠を示してあるが、これは13冊本の各作品の収められた冊次に一致する。したがって、水戸藩で『本朝文集』が編纂されたとき参照されたのも13冊本系の写本であったのだ。

ところで、『本朝文集』のように編集されると情報として抜け落ちてしまふのが、本文の傍注である。たとえば、

〔迎陽記、文集、佐々木崇永三廻忌願文〕夫／仁者無敵、難避煩惱之魔軍、
／勇者不懼、争禦分段之妄兵、／浮休之理、仁勇不免者乎、／恭惟過去
論語
幽霊、隣質貞亮、英氣醇懿、／守江州而施恩、老者安少者壞、／苕城墨
毛詩、剛亦、柔亦、
而取義、剛不吐柔不茹、／洗々之威、可比宜僚之当五百、／越々之氣、
見白氏六帖、
何異毛遂之出三千、／戰伐功高、不見矜滿之色、／止足志厚、
柳文、
更無驕佚之行、／…
○圖書寮本
迎陽文集

のようなものである（便宜訓点省略）。

これら典拠の記載は諸本で同一だから、結局のところ誰の手になる物かは

判然としないけれど、少くともいずれかの時点で、『迎陽記』を享受した人びとが、必要があつて記し、写したものである。すなわちこの一連の作業からも、13冊本系『迎陽記』が、漢学・儒業のツールとして受容されてきたことが示される。

また前述の通り、13冊本系は改元記・改元勘文・文集で構成されているが、改元と願文・諷誦文等の草進は儒者としての主要な仕事であるから、この写本群自体が儒者用のツールとして機能していたことは明白である。

しかもそれが通常の日次記や、凶事記・讓位記などよりずっと多く残っていること、また「世間流布」の本と称されていることに鑑みれば、13冊本系の姿こそが『迎陽記』受容の縮図といえるのではないだろうか。

第一章で触れた、新写本を見た永井の「朝儀次第のことばかりで取るに値する記事なし」との台詞は、実際13冊本が「儒者向け」であつて国史編修に對して益が少いと見做されざるをえないものだったことへの端的な感想といえる。しかし、裏を返せば、その方面では至便の書だったのだ。

2. 東坊城家の改元勘例集

ところで、今まで見てきた『迎陽記』改元勘文・改元記と同様の目的で作成され（但、秀長撰ではない）、東坊城家に伝わっていたもののひとつが、『元秘抄』（高辻長成撰^{ながしげ}）である。図書寮には古写本である山科言経・同言継写、同師言書継の一冊が伝来しているが、⁽³²⁾この親本は東坊城和長本で、その（おおよその）元となっているのはどうやら秀長書写本らしいのだ。左に巻一の本奥書（20ウにあり）を掲げれば、

〔山科家本元秘抄、卷一、本奥書〕

此抄、長成卿編集（云々）諸家被用抄也、最可秘、／但、依（高辻）本云

乱餘卷紛失畢、只今所持分四卷、相殘訖、可謂道之冥助歟、殊老祖父（秀一卿）迎陽御筆也、猶可為重代之抄、然此一巻者、奥不足、仍予不恥惡跡、借手於毛類、以他本書統之訖、又康元已來文明之今、其間号之事、同書之餘卷亦如此、定長成、秀長兩卿／者可笑愚質之賡載歟、最可恐可羞矣、

文明十九年五月日

翰林小土菅和長

の如きである。この本奥書は、（本稿で見してきた『迎陽記』にも関る）ふたつの重要な視点を与えてくれる。

ひとつ目は、東坊城家にとって長成・秀長のふたりが主要な先祖として認識されている、ということである。長成は、五条（坊城）流の始祖たる高長の兄で、直接には東坊城家の先祖にはあたらないが、こと改元や対外国書起草など漢学関係については先例として仰ぐべき存在だったものと考えられる。また秀長は、東坊城家の家祖ではないが、二条良基・足利義満といった北朝宮廷の中枢部に引立てられ、他の菅家公卿に類を見ない昇進をしたこと、文事での業績・遺産が多だったことがその理由であろう。³³

いまひとつは、長成・秀長といった偉大な先祖の業績が亡びないよう、あるいはそれを補えるよう、折々補完・増訂していたということだ（この点、和長の『桂林遺芳抄』『西橋鈔』編纂も参考になろう）。このあたりは伊藤慎吾氏の詳述されるところである（伊藤『室町戦国期の公家社会と文事』）。この営みは、実務官僚としての儒者の側面を表すものであると同時に、学問的営為の継承の実態をも明らかにするものといつてよい。

四、むすびにかえて

今回、東坊城秀長『迎陽記』を中心として、儒者の家業たる学問（漢学）あるいはそれに関連するツール（書物）がどのように享受・継承されてきたかを略述してきたが、学問の継承が書物への書入れ、書物の蒐集、およびその編集・再編集によることが理解されたかと思う。秀長は鴻儒であるが、鴻儒の鴻儒たる所以は、本人の素質は当然ながら、ひとえに後人がいかに彼の業績を大切に伝えてきたかによるところが大きい。それは他の家の日記の扱い方と同様だが、『元秘抄』『迎陽文集』など、いわゆる「別記」「部類記」とは異なる書物も併せ参看すれば、儒家の文事継承の仕組みはより鮮明になる。儒者はその家業の特殊性からこれまで研究が盛んではなかったが、逆にその特殊性に着目すれば、その実態は明らかにしやすいものと思惟する。

注

（1）小川剛生「迎陽記諸本の研究」『足利義満期の室町幕府將軍権力における政治・文化の相互補完的関係の研究』（平成一七―一九年度科学研究費補助金 基盤研究C研究成果報告書、二〇〇八年）。

（2）参考までに栗皮表紙本の書誌を掲げておく（大きさの単位はセンチメートル。各図書寮蔵本蔵書印の番号は、図書寮叢刊『書陵部蔵書印譜』（上下）による。以下同）。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号255-43。和装・大本・13冊。（江戸前期）写。原装栗皮表紙27・3×19・7。左肩双辺（二冊目以降無辺）題簽「迎陽記（幾）」（印刷枠内墨書）15・3×3・4。無辺無界、8行16字前後。本文初行字高18・4。

句読点等なし。朱符号・墨書注記等あり。丁付なし。各冊丁数①40（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）②56（うち前遊紙1・目録1。墨付を示す「五十五」と記す小紙裏見返にあり）③52（うち目録1・後遊紙1）④32（うち前遊紙1・後遊紙1）⑤30（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）⑥26（うち前遊紙1。墨付表記「廿五」とあり）⑦33（うち前遊紙1・後遊紙1）⑧42（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）⑨19（うち前遊紙1・後遊紙1）⑩26（うち前遊紙1）⑪26（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）⑫49（うち前遊紙1・後遊紙1）⑬22（うち前遊紙1・後遊紙1）。本奥書は第三・四・五・六・九・一〇・一一・一三冊にあり（3…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸／写、加一校畢、／（低1格）寛永七曆仲夏下旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}4…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸／写、加一校畢、／（低1格）寛永七曆季夏上旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}5…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸写、加／一校畢、／（低1格）寛永七曆仲秋中旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}6…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸写、／加一校畢、／（低1格）寛永七曆仲秋中旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}10…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸写、加／一校畢、／（低1格）寛永七曆仲秋中旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}12…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸／写、加一校畢、／（低1格）寛永七曆仲秋中旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}13…「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸写、／加一校畢、／（低1格）寛永七曆仲秋中旬（隔1格）翰林学士菅原朝臣」^{御判}3・4×3・6（各冊首）、圖書寮B印。表紙ハリ紙「五十三（共二／十三冊）」（第一冊、「和七」（第二／一三冊）。旧ラベル、図書寮ラベル。小口書「迎陽記 幾」。

なお、この本は、明治二十二年の『帝室図書目録』（宮内庁図書館蔵。請求記号029.3.11）上巻「記録」四ページにすでに見えるので、ごく初期の収書と分る。

（3）参考までに紅葉山文庫旧蔵本の書誌を掲げれば以下のとおり。

国立公文書館内閣文庫蔵。請求番号146-132。和装・大本・13冊。（江戸前期）写。

香色雲母刷丸龍唐草文表紙、30・0×21・0。左肩無辺題簽「迎陽記（幾（三〇）^{み小字「終」}を附す）」（墨書）17・6×3・5。表見返上部「閣263」の鉛筆書。無辺無界8行18字前後、字高21・3、句読点等なし、朱字注記あり。各冊丁数①43（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）②59（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）③55（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）④33（うち前遊紙1・後遊紙1）⑤33（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）⑥28（うち前遊紙1・後遊紙1）⑦35（うち前遊紙1・後遊紙1）⑧46（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）⑨20（うち前遊紙1・後遊紙1）⑩29（うち前遊紙1・後遊紙1）⑪29（うち前遊紙1・目録1・後遊紙1）⑫51（うち前遊紙1・後遊紙1）⑬24（うち前遊紙1・後遊紙1）。本奥書…①③「此迎陽記、秀長卿以自筆卷令書写畢、／雖草字故不字正以推量管見令改／正者也、尤誤繁多而已、／／（低1格）寛文八年初秋天（隔2格）菅為庸」④⑥は①の「初秋」↓「仲秋」⑦「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令書写、／雖草字故不字正、以推量管見令改字、尤誤／繁多而已、／（低1格）寛永七曆孟夏下旬（隔2格）翰林学士菅為適」⑧「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸写、／雖然魯魚烏焉馬之誤尤且千也、以推量之管見令改之訖、／（低1格）寛永七年季春下旬（隔2格）翰林学士菅為適」⑨は⑧の「季春」↓「暮春」⑩「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令書写、／雖然草字故不字正、以推量令改正者也、／／（低1格）寛永七年仲夏上旬（隔2格）翰林学士菅為適」⑪は⑩の「以」以下が「以推量改字、尤誤繁多而已、／／（低1格）寛永七年仲夏中旬（隔2格）翰林学士菅為適」⑫は⑩の「以」以下が「以推量改字者也、／／（低1格）寛永七年仲夏下旬（隔2格）翰林学士菅為適」⑬は⑪の「中旬」↓「上旬」。秘閣圖書之章②（内閣文庫蔵書印譜にいう丙種）、朱方印「日本／政府／圖書」（篆文陽刻）4・5×4・5、朱方印「内閣／文庫」4・1×4・1。太政官ラベル、内閣文庫旧・現ラベル、「史料備用」ラベル（青色消印押捺）。ハリ紙「職」（朱字。在第1冊表紙）、「明治十八年七月、依水戸本校／（行末）長谷信道（朱印^{印文}）」・「異本張札／右迎陽記三卷、以木村太七伝借之本写之／（空格）天和元年辛酉冬十二月」（いずれも朱筆。在第一冊後遊紙ウ）、「呂林

白水之本謄録」(朱筆。第一三冊後遊紙ウ)。小口書「迎陽記幾」。函号下札(第一冊小口)。表紙に「共十四三(○朱字にて「四」を「三」に改む)」の墨書。

なお、紅葉山文庫旧蔵ということは、『楓山文庫御書籍目録』(図書寮文庫蔵。函架番号451-51) 国書部家記類に『迎陽記』十三冊 菅原秀長卿撰」とあることから確かめられる(現在内閣文庫にある『迎陽記』の一三冊の本は、これと教部省旧蔵本の二部のみ)。また、それより古いとされる『重訂楓山御書籍目録』(図書寮文庫蔵。函架番号101-132) 上巻家記類にも『迎陽記』菅原秀長卿撰十三冊」と見える。

(4) この内務省12冊本は、おそらくは明治初期に同省が坊間流出本を購入・蒐集していた事業に係るものだろう(この内務省の坊間流出本購入については、中村一紀「宮内庁書陵部と所蔵資料群」『古文書研究』六二号、二〇〇六年・長澤孝三「幕府のふみくら」『吉川弘文館』二〇一二年) 参照)。以下に内務省旧蔵12冊本書誌を掲げる。

国立公文書館内閣文庫蔵。請求番号146-134。「江戸前期」写。和装・大本・12冊。出繋艶出丹表紙26・6×19・5(朝鮮綴)。第一冊中央打付書「迎陽記 全十三冊」。

一・第二冊以降左肩打付書「迎陽記三(十三)」。内題「迎陽記巻第幾」。

8行16字前後、訓点・傍記等ままあり、注小字双行。各冊丁数①37②50③30④27⑤25⑥31⑦40⑧17⑨24⑩23⑪47⑫19(他に各冊前遊紙1・後遊紙2ずつ、②③⑩に扉各1)。各冊に本奥書「此迎陽記秀長卿以自筆之卷令御判摸写／加一校畢、／(低1格) 寛永七曆仲夏下旬(隔1格) 翰林学士菅原朝臣」(第一冊。各冊改行位置異なる(詳細省略)。また各日付は表1参照)。朱方印「大日本／帝國(空格)／圖書印」(篆文陽刻) 7・0×6・8、朱方印「日本／政府／圖書」(篆文陽刻) 4・6×4・6、朱方印「太政官／文庫」(篆文陽刻) 4・6×4・6。太政官文庫ラベル、内閣文庫新旧ラベル(以上三種各冊)、第一冊のみ別に古いラベルあり(内閣文庫旧ラベルが重なる)。第一冊小口函号下札。第一冊見返「號」墨書の紙片。内務省蒐集坊間流出本。13冊本第二冊欠。

(5) 『迎陽記』改元記部分については、現在のところ、五条為適書写本系のもの

より遡る写本は確認されていないとのことである(小川氏の御教示)。

(6) 『向陽記』とするのを単なる誤記と一笑に附すことはできない。というのも、内務省12冊本の第一冊外題がまさにも「向陽記」と書かれていたからである(註(4)にて言及したとおり、この本もまた為適書写本を親本とすることに注意)。

(7) 伊藤慎吾氏がつとに紹介しているように、五条為適は『迎陽記』の他にも『和長卿記』(秀長玄孫和長の日記) を和長自筆本から転写している(伊藤慎吾『室町戦国期の公家社会と文事』三弥井書店、二〇一二年)。そういった状況を見れば、東坊城家に伝来していたはずの当主自筆本が、多く五条家に流れていたらしいことが分る。

なお小川氏は、東坊城長維と五条為適の兄弟関係を秀長自筆本が容易に披見しえた理由に挙げている(小川「迎陽記諸本の研究」)。そもそも五条家は、もと「坊城」と号し、のち「五条」に改めた家であり(宮内公文書館蔵『五条系譜』(『華族系譜』のうち。識別番号8883)・東京大学史料編纂所蔵『東坊城家譜』(請求番号475-290)、家号からしても東坊城家とかなり近い関係にあったものと思しく、菅家一門内での養子関係以前に強く同族間の連帯が強かったようである(また、東坊城家が「裏坊城」と呼称されていたこと(『至徳三年』和漢聯句)にも注意)。これより先、東坊城和長と高辻章長・五条為学にも親しい交友関係があったという(伊藤『室町戦国期の公家社会と文事』)。

(8) 壬生本の書誌は以下のとおり。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号259-277。和装・大本・1冊。江戸中期写(書写下限延宝六年、延宝六年以降合冊)。香色無地表紙28・6×20・9。左肩打付書「迎陽記(改元記并諷誦文／合冊(隔2格) 凶事)」、右肩ラベル下墨書「康安(隔1格) 貞治(隔1格) 應安(隔1格) 永和(隔1格) 康暦／至徳(隔1格) 嘉慶(隔1格) 康應(隔1格) 明德(隔1格) 應永」右上部綴糸右側に朱小字「壬生本」。無辺無界、行数字数区々(①～⑦の各部に10行と9行あり、各行も15～26字前後)。字高23～24程度。一部訓点・朱符号・墨書注記等あり。丁付なし。以下の七つの部分から成る。①康安・貞治・応安・永和・康暦度改元記②至徳・

嘉慶度改元記③康応・明徳度改元記④応永度改元記⑤文集3(44~48)⑥文集4(49~62)⑦貞治凶事記。①、②、③と⑤、④と⑥、⑦の五種の筆蹟あり(⑦は壬生季連カ)。裏表紙見返奥書「以小川坊城前大納言(俊広卿)本書写/校考、此一冊(凶事)世間流布之/迎陽記之中無之云々、可禁他見者也、/(低1格)延宝六年七月廿七日左大史小槻(花押)」。図書寮B(冊首)・壬生家③印(季連の蔵書印。①~⑦各部首)。旧ラベル・図書寮ラベル。小口書「迎陽記」。

(9) 葉室本の書誌は以下のとおり。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号 葉1374。和装・大本・1冊(零本。存第一二冊)。「江戸前期」写。香色無地表紙27・1×20・3(大和綴(紙縫綴)。左肩打付書「迎陽記(第十二)」。前遊紙1丁。無辺無界10行16字、字高20・9、符号等なし、墨書書入あり、38丁。奥書・識語なし。宮内省①・葉室家②⑧⑨印。図書寮ラベル。なお内容は文集部分No.71~117に相当。

ちなみに、現在葉室本は虫損甚だしく、一般の閲覧には供されていないことを申し添えておく。

(10) 五条為適・為庸が関与する13冊本ならば、第一二冊は、基本的には奥書を持つためである。註(2)~(4)書誌参照。

(11) 小川氏は、「為適の奥書を持たない本も全て同じ内容であるが、同一写本でありながら各改元によって本文の良質のものと粗悪のものとがあり、どれが良質の写本であるかは一概に決めがたい。僅かながら字句の異同もある。…為適・為庸とは別のルートで江戸期に伝えられた改元記が取り込まれた可能性も考えられよう。」と述べられる(小川「迎陽記諸本の研究」)。氏も指摘されるように、改元記自体が室町中期には写本が作られ流布していたようだから、五条家系以外の本文が存在して何ら不思議はない。

(12) さて、ここに柳原本の書誌を記しておく。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号 柳33。和装・大本6+中本3冊(計9冊)。江戸後期写(一部江戸前期写)。①縦横刷毛目表紙26・0×18・8(大和綴・包背装、もと四ツ目綴、改装痕あり)、②縦刷毛目表紙26・5×20・0、③⑥宿紙

表紙27・5×19・6、④⑤横刷毛目表紙27・5×20・0、⑦⑧⑨青鈍色無地表紙20・0×13・8。①~⑥左肩打付書「迎陽記」、右方に年次と内容(または月・季節。小字)を記す。外題下に「共九」とあり。⑦⑧⑨左肩双辺題簽「迎陽記(文集・改元勘文・改元部類)共九(印刷枠内墨書)13・5×2・7。①無辺無界10行20字前後、朱筆傍記あり、句読点・訓点なし、左傍朱圈点あり、18丁(+前後遊紙各1)。②無辺無界12行24字前後、朱筆の傍記・修正あり、句読点・訓点なし、朱合点・頭書等あり、54丁(表見返に原扉貼付)。③無辺無界13行35字前後、朱筆の傍記・修正あり、左傍朱圈点等あり、11丁。④無辺無界11行26字前後、朱筆の傍記・修正あり、朱合点・符号等あり、49丁。⑤無辺無界11行24字前後、朱筆の傍記・合点・頭書・圈点あり、33丁。④と同筆か。⑥無辺無界13行30字前後、朱筆の傍記・修正・合点等あり、墨書訓点あり、13丁(+前遊紙1)。⑦無辺無界8行16字前後、朱筆の点・注あり、墨書訓点あり、204丁(+目録1)。⑧書式同前、朱・墨の合点あり、一部訓点あり、91丁(+後遊紙1)。⑨書式同前、目録一部に朱点、132丁(+目録1)。なお、⑦⑧⑨に原表紙(表裏とも)あり。奥書・識語等は以下の通り。①「一見加名字、/(低2格)明治十五年二月一日(隔10格程度)(花押)」(朱小字)②(a)「二校了」(朱筆。年次未詳。朱頭書と同筆)(b)「明治十四年十二月八日、一見以公卿補任加名字了、(隔10格程度)(花押)」(朱小字)①および本冊朱傍記と同筆)③「明治十五年二月一日、一見加名字了、(隔10格程度)(花押)」(①②と花押が異なる)④「明治十五年二月二日、一見以公卿補任加名字了、(隔10格程度)(花押)」(朱小字)⑤「明治十五年二月三日、一見以公卿補任加名字、(隔10格程度)(花押)」(朱小字)③と同花押)⑥「明治十五年五月十一、一見加名字、(隔20格程度)(花押)」(朱小字)①③どちらとも別花押)⑨(a)目録部分、「至徳度」嘉慶度(愚勘)にそれぞれ「三室戸誠光卿筆」「同上」とある。(b)嘉慶度部分末本奥書「此迎陽記、秀長卿以自筆之卷令摸写、/加一校畢、/(低1格)寛永七曆季夏上旬翰林学士菅原朝臣」^{御判}。宮内省①・柳原家①印。図書寮ラベル。各冊表紙右隅に朱字で冊次を記す。

また第九冊「三室戸誠光卿筆」と注記のある部分（至徳度・嘉慶度）につき、①筆跡が、これと他の部分とで異なること、②虫損がこれと他の部分とは異なること、③「柳原庫」印の位置、④この部分にある五条為適の本奥書（B系統）の四つからも、もと分冊だったものを一冊にしていることは明らかだが、目録の書入れと①とを併せ推せば、まさに「三室戸誠光卿筆」そのものだと考えるのが至当だろう。

ちなみに校合奥書によれば、柳原家では紀光蔵書の校合などを明治期に行っていたらしい。また、修史局からその蔵書を借用している（光愛の維新以前諸儀取調御用としての立場も関係するか。『修史局蔵書柳原光愛借用目録』（柳⁸³⁵、明治九年十二月写）。右の目録に『迎陽記』の書名は見出せないけれども、同様の借用が何度かあったこと、あるいは修史局以外からの借用を、この奥書から想定可能かと思惟する。

(13) 図書寮叢刊『書陵部蔵書印譜』上巻、一〇ページ。

(14) 中村「宮内庁書陵部と所蔵資料群」。

(15) 小川氏は、「長く東坊城家に秘蔵されてきたと見られ」る秀長の自筆の作品集が既に「断爛であって、為適・為庸が相当に無理な編修をして巻を分かったと思われる。」とする（小川「迎陽記諸本の研究」）。

(16) 図書寮本『迎陽文集』の書誌は以下のとおり。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号15759。和装・大本・1冊。明治十九年写。縹色布目表紙27・3×19・3。左肩双辺題簽「迎陽文集 全」（印刷枠内墨書）20・1×4・0。扉1（左肩墨書「迎陽文集」）。無辺無界10行20字、字高21・6、句読点・訓点等なし、墨書傍記・朱筆書入・朱符号あり、丁付丁中央部（「柱」相当部）にあり。49丁（除扉）。奥書（1）49ウ墨書「殿村恵津蔵書ヲ以写、」同ハリ紙1「明治拾九年六月謄写／墨附四拾八枚（隔2格）高部長由（朱丸印^{高部}）」「同ハリ紙2「十九年八月四日校合／（低4格）青山学通（朱丸印^{青山}）」「（なお、右から、墨書、ハリ紙2、ハリ紙1の順に並ぶ）。図書寮C印。図書寮ラベル。小口書「迎陽文集」。表紙に「十二三三」（万年筆書）の紙片を貼付。

明治二十二年『帝室図書目録』所載。

(17) すでに宮本又次『大阪商人太平記—明治中期篇—』（創元社、一九六一年）でも触れられている。ところで殿村氏は、八代平右衛門が新政府に協力的であったことが知られ（『日本人名大辞典』「殿村平右衛門（8代）」、また一族から市井の学者を輩出していたようである（『和学者総覧』）。八代目は明治七年に死去しているので、恵津はその跡を継いだ女性と考えられる。

(18) 植村は京都の行政官を務めていた時期があるから、その関係であろうか。また現在同目録は江戸末写となっているが、この書翰の存在からすると、明治初期の写本の可能性も視野に入れる必要があるかもしれぬ（ちなみに長松幹は明治十七年に修史館を離れ、元老院議官となるので〔松沢裕作「重野安繹と久米邦武」（山川出版社、二〇一二年）〕、書翰自体はそれ以前のものであろう（図書寮の設置が明治十七年なので、この目録が図書寮に入った時期は別問題である）。これも後日の課題としたい。

(19) この時期、（殿村本に限らず、様々な蔵書家の本をもとに）外務省等他省でも写本が作られていたことが知られる（須田牧子氏の御教示）。

(20) 図書寮には他にも殿村蔵本からの謄写本がある。たとえば、『年中行事類考』（175-172）・『国史出处捷考』（260-32）があるが、両書はともに明治十九年写である。明治二十年の『図書録』（乙271）所載の目録によれば、殿村本からの謄写は一二部一一七冊にのぼる。

(21) 諸陵寮本の書誌を掲げると以下のとおり。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号陵-381。和装・大本・1冊。大正十四年諸陵寮写。布目丁子引表紙26・5×18・4（角裂存）。左肩双辺題簽「迎陽記」（印刷枠内墨書、鉛筆で書名に補入し「光厳天皇御凶事記貞治三十一迎陽記拔萃」と改む）18・7×4・1。扉1丁、左肩墨書「迎陽記」（その左に「原本書名は光厳天皇御凶事記となれり」と鉛筆書）。内題「迎陽記」。無辺無界9行17字、字高21・2、句読点・訓点あり（冒頭のみ）、25丁。後遊紙1丁、表に三種の奥書あり、（1）「明治十八年六月、華族徳川昭武蔵書ヲ写ス、」（2）「明治四十二年

三月十日、帝国大学史料編纂掛蔵本ヲ写ス、／（行末）写字生吉井政治／（行末）田邊勝哉校」（3）「大正十四年六月十七日、図書寮蔵本ヲ写ス、／（行末）雇員吉津市次郎」、裏に識語「此記、蓋し帝国大学史料編纂掛／ニ於て水戸家所蔵本を借用して謄写せしめたるものを、更ニ図書寮ニ於て／謄写せしめたるものならん、／大正十四年六月吉日外崎覚（朱印^{○印文}）」。宮内省④・諸陵寮⑥・図書寮日印。諸陵寮ラベル・図書寮ラベル。小口書「迎陽記」。

（22）鷹司本貞治凶事記の書誌は以下のとおり。なお、この本は現在要修補本とされており、一般の閲覧は停止している。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号350-510。和装・大本・1冊。〔江戸中期〕写。刷毛目表紙28・3×21・0（大和綴）。左肩打付書「迎陽記／貞治三年」凶事方。見返に「光厳天皇御凶事記」とある紙片を附す。無辺無界9行20字前後、字高23・5、符号等なし、墨書書入あり、図あり、注小字双行、19丁。宮内省①印。図書寮ラベル。

（23）図書寮本貞治凶事記の書誌を掲げる。先に註（16）で触れた諸陵寮本の親本である。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号256-36。和装・大本・1冊。明治四十二年写。縦刷毛目布目表紙26・7×19・1。左肩双辺題簽「迎陽記」（印刷枠内墨書）17・8×4・0。扉左肩墨書「迎陽記」。内題「迎陽記」。無辺無界9行17字、字高21・4、句読点等なし、朱筆校合あり、注小字双行、図あり、25丁（他に扉1丁、後遊紙1丁）。後遊紙に「明治十八年六月、華族徳川昭武蔵書ヲ写ス、」（本奥書）・「明治四十二年三月十日、帝国大学史料編纂掛／蔵本ヲ写ス、／（行末）写字生吉井政治／（行末）田邊勝哉校」（書写奥書）あり。宮内省④印。表表紙下部下札「迎陽記」（横書）あり。図書寮ラベル。奥書にあるとおり、東京大学史料編纂所謄写本（23-22）の写（親本所収の貞治凶事記・応安讓位記・泰山府君都状のうち、貞治凶事記のみ採録）。

※ ちなみに、親本たる東京大学史料編纂所謄写本の書誌は以下の通り。

東京大学史料編纂所蔵。請求記号23-22。明治十八年修史局写。洋装・〔大本〕

・1冊。改裝紺色無地表面紙36・7×25・2（洋装）。左肩金文字「迎陽記」。内題「迎陽記」（貞治凶事記）・「迎陽記（御讓位記）」（^{○小字部分}「後光厳帝御讓位記」のハリ紙あり）・「迎陽記（泰山府君都状）」（^{○小字部分}「後光厳帝御讓位記」のハリ紙あり）。無辺無界8行17字、訓点なし、傍注あり、朱筆書入あり、附箋あり、注小字双行、58丁（前遊紙1・扉〈茶色〉1・原扉1（29・2×21・0、左肩「迎陽記」中央「光厳院」帝崩御記／後光厳院帝御讓位記／泰山府君都状」（^{○小字部分}「後光厳帝御讓位記」のハリ紙あり）・原後遊紙1・扉〈茶色〉1・後遊紙1）。原後遊紙才奥書「明治十八年六月、華族徳川昭武蔵書ヲ写ス、／（行末）二級写字生山中政篤／（行末）御用掛福井英晴校（朱丸印^{○印文}）」。26才右下附箋云「勸修寺経雄氏所蔵／迎陽記（応安四年／讓位記）一冊アリ／『ヲ以テ一校了』」（^{○小字部分}「後光厳帝御讓位記」のハリ紙あり）。朱方印「東京帝／國大學／圖書印」（篆文陽刻）8・1×8・1、黒楕円印（東京帝國大學附屬圖書館・大正二年十一月廿八日・187321〈青印〉）とあり。楷書陽刻、双辺）4・2×2・7、朱方印「修史／局」（篆文陽刻）2・9×2・9、黒円印（東京大學・史料）（篆文陽刻）とあり。径1・3。背文字「迎陽記」（金文字）。請求記号ラベル。改裝は最近のものと思しい。

（24）藤波本の書誌をここに掲げておく。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号217-408。和装・大本・3冊。〔江戸初期〕写。金茶色無地表面紙28・5×19・2（朝鮮綴。なお第一冊のみ右肩に「大」と小字あり）。左肩双辺題簽「迎陽記（年次）幾」（二・「貞治三年秋／応安四年三月」。二・「応永五年^{春秋冬}／全六年^{夏秋}」。三・「応永八年／春秋」、「三」の下に「止」字。いずれも印刷枠内墨書）19・7×4・0。横刷毛目原表紙あり、左肩打付書「迎陽記（年次）幾」（同前）。第一冊目録1丁「光厳院帝崩御記／後光厳院帝御讓位記／泰山府君都状」。内題「迎陽記」。第一冊・無辺無界、9行17字、注小字双行、字高21・3、訓点・符号等なし、図あり、58丁（別に扉・後遊紙各1丁）。第二冊・無辺無界、9行20字前後、注小字双行、字高21・0、訓点・符号等なし、朱首書あり、内題なし、図あり、72丁。第三冊無辺無界、9行23字前後、注小字双行、字高21・6、訓点・符号等なし、朱首書・書入傍注の類あり、内題なし、

44丁。第三冊最終丁裏、本文に続けて「(低2格) 永享十二年九月廿三日、終筆
寫了、」との本奥書(中山定親記という(小川「迎陽記諸本の研究」)。宮内省
④・藤波家①印。図書寮ラベル。

(25) 久世本の書誌は以下のとおり。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号259-133。和装・大本・2冊。天保十五年七月久世通熙令写。縦横刷毛目布目表紙27・4×19・8。左肩打付書「迎陽記(応永八年春)」「第二冊、割書「応永十四三十三」北山院御入内」。なお北山院左朱傍記「大納言資康卿女/後小松院准母」。無辺無界12行23字、字高23・0、墨書傍注あり、第二冊朱書入あり、注小字双行、第一冊22丁(別に後遊紙2)、第二冊16丁(別に後遊紙1)。第一冊後遊紙1才奥書「右、以実徳朝臣本/命(家僕源友輔)令書寫了、(低1格) 天保十五秋七月/(低3格) 右羽林次将源(花押)」、第二冊16才本奥書「此記雖為小冊子一様記之間、可謂一字千金仍手自令書/写之、子孫宜珍藏者也、(低4格) 権中納言菅原在家」後遊才「右一卷以正親町(羽林)本(令書写)了、(低2格) 天保十五秋七月/(低4格) 右羽林(花押)」。久世家②⑦・諸陵寮⑤・図書寮C印。久世家ラベル(久世家③)・旧ラベル・図書寮ラベル。

(26) 鷹司本北山院入内記(目録題「秀長卿記」)の書誌は以下の通り。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号259-265。和装・大本・1冊。江戸末期写。斜刷毛目表紙29・6×20・6(朝鮮綴)。左肩打付書「秀長卿記(應永十四年三月/北山院入(隔1格)内)」。扉中央「北山院御入内秀長卿記/(低2格) 應永十四年三月」(墨書)。無辺無界13行28字前後、訓点・傍記あり、注小字双行、字高22・2。まま附箋あり。13丁。鷹司家⑥・図書寮C印。旧ラベル・図書寮ラベル。明治二十二年目録所載。

(27) 当部でも『群書類従』は数部所蔵しているが、ここでは紙幅の都合上省略するので、『和漢図書分類目録』・「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム(<http://toshoyo.kunaicho.go.jp/>)」に就かれない。なお、「相国寺供養記」を収める巻四百三十四に即していえば、函号201-5(古賀本)の刷りが最も早く、B5-1、

104-1、B3-1(御歌所本)の順で後刷になってゆくようである。

(28) ところで、柳原本の応永八年記について、史料纂集凡例では第八冊とするが、これは第五冊の誤りと思しい。柳原本は、表紙右隅に朱字で冊数が書いてある。この順序は、文集・改元勘文・改元記を除く部分で年代順である。書庫より出納してみたところ、管理が年次順になっていなかったもので、その関係で誤ったものか。

(29) 註(25)を見れば分るように久世本は二冊とも正親町実徳本を親本とするが、こと第二冊については本奥書から唐橋在家本がそのまた親本である。やはり他流管家を出元している点注意したい。

(30) 「迎陽記泰山府君都状」の書誌は以下のとおり。

宮内庁書陵部図書寮文庫蔵。函架番号土199。和装・大本・1冊。江戸期写(図書カード・データベースでは「江戸初期写」とするが、初期に限定できるかは微妙なところである)。鈍色無地表紙27・5×21・2。中央無辺題簽「迎陽記(泰山府君都状/世二無之内)」(墨書) 19・5×3・8。扉表に「迎陽記(□他)」との墨書あるを刷消す。その他に「官名」・「五七」との墨書あり。無辺無界9行21字前後、字高23・9、訓点(返点・豎点・濁音符・振仮名等)あり、10丁(他に前遊紙1、扉1・後遊紙2)。奥書・識語にあたるものはないが、最終丁裏左下隅に「校合畢」との墨書あり。宮内省①印、および大正六年三月六日大臣官房総務課引継本たることを示すスタンプを押捺。見返に台帳番号押捺。図書寮ラベル。内容は享徳元年・寛正二年・応永二十六年、同二十七年の文書等を収め、「迎陽記」ではない(秀長は応永十八年薨)。

(31) 内閣文庫本『迎陽文集』は、江戸期写、和装・半紙本・3冊。和学講談所旧蔵。外題に「上(・中・下)」とあるから(成立時含め)ある時点から文集のみなのは確かだが、見返部分、は現在表紙裏に貼付けられている原表紙ないし扉に、「七」「十二」など13冊本系「迎陽記」としての冊次がま見えるので、13冊本が散佚して現状になったか、13冊本から文集部分のみ書抜いたが、元の冊次もそのまま写しておいたか、どちらかだろう。

(32) ちなみにこの山科家本『元秘抄』は、室町後期写(卷一・二…永禄十二年山科言経写、卷三・四…天文六年山科言継写原成立)、山科師言〔江戸中期〕書継(宝暦に「当今」とあるのを下限とする)。和装・大本・1冊。26・3×20・9。師言期に修補あり、もと分冊されていたと思われるのを合冊したのもそのときか。

(33) 以上二点は拙報告「和漢兼学と菅家」(『東京大学』中世史研究会二〇一三年四月例会報告)で以前触れたことがある(未定稿)。

表2 本朝文集所収東坊城秀長作品一覧

No.	和暦	西暦	月	日	題名	巻	出典	備考
1	延文 1	1356	3	28	後光厳天皇改元延文詔	73	園太暦29	
2	康安 2	1362	9	23	後光厳帝改元貞治詔	73	改元部類	
3	康暦 1	1379	3	22	(後円融天皇) 改元 (康暦) 詔	73	迎陽記 3	
4	嘉慶 1	1387	8	23	後小松天皇改元嘉慶詔	73	迎陽記 4	
5	明德 1	1390	3	26	後小松天皇改元明德詔	73	迎陽記 5	
6	延文 3	1358	6	3	後光厳天皇贈官位源尊氏詔	73	園太暦31	
7	応永 8	1401	5	13	源道義送大明書	73	善隣国宝記	
8	応永11	1404	12		上後小松天皇請給男為嗣学問料状	73	桂林遺芳抄	
9	応永13	1406	2	1	上後小松天皇請男惟長奉方略試状	73	桂林遺芳抄	
10	至徳 1	1384	11	3	冬日侍仙洞同賦聖猷天合徳応太上皇制詩序	73	詩歌御遊部類記	
11	貞治 3	1364	2	29	為先考藤加賀入道五句忌修冥福願文	73	迎陽記 7	代秀国
12	応安 5	1372	7		為先考大江任宗入道五句忌修冥福願文	73	迎陽記 7	代成貞
13	応安 5	1372	4		為秋頼阿五句忌修功德願文	73	迎陽記 7	代法印経賢
14	永和 1	1375	9		為先考某一周忌修追善願文并諷誦文	73	迎陽記 7	代音阿
15	永和 2	1376	10		為先考卜部兼豊入道五句忌修冥福願文并諷誦文	73	迎陽記 7	代卜部兼熙
16	永徳 3	1383	9		為先考先妣修追善願文	73	迎陽記 7	代三江道政
17	嘉慶 1	1387	9	11	為先考羽淵宗信入道法印修三回忌法会願文并諷誦文	73	迎陽記 7	代藤原満親
18	嘉慶 2	1388	8		為先考卜部兼豊入道十三回忌修冥福願文并諷誦文	73	迎陽記 7	代卜部兼熙
19	応安 8	1375	1		奉為後光厳天皇修周忌法会諷誦文	73	迎陽記 8	代菅原為子
20	応安 8	1375	1		奉為後光厳帝修周忌諷誦文	73	迎陽記 8	代藤原嗣房
21	応安 8	1375	1		奉為後光厳院修周忌諷誦文	73	迎陽記 8	代菅原言長
22	応安 8	1375	2	2	為王父三品尊公三十三回忌修追福諷誦文	73	迎陽記 8	
23	永和 1	1375	3		為隨心院僧正通厳十三回忌修功德諷誦文	73	迎陽記 8	代照厳僧正
24	永和 1	1375	4	10	為泉涌寺大笑上人十三回忌修功德諷誦文	73	迎陽記 8	代安楽光院見月
25	永和 1	1375	6	12	為先妣某氏三回忌諷誦文	73	迎陽記 8	代藤原 (二条) 師嗣
26	永和 1	1375	7		為先妣某氏三十三回忌諷誦文	73	迎陽記 8	代藤原家信
27	永和 2	1376	5	25	奉為勸修寺二品法親王中陰修冥福諷誦文	73	迎陽記 8	代房信僧都
28	永和 2	1376	6	7	為亡夫崇永諷誦文	73	迎陽記 8	代佐々木亀寿母
29	永和 2	1376	7	26	為祖父筑前守大神景茂五句忌修追福諷誦文	73	迎陽記 8	代大神景永
30	永和 2	1376	9	11	為隨心院僧正照厳一回忌修功德諷誦文	73	迎陽記 8	代某人
31	永和 2	1376	12	7	為先考百箇日忌修善諷誦文	73	迎陽記 8	代卜部兼熙
32	永和 2	1376	12	6	為吉田神主兼豊百箇日忌諷誦文	73	迎陽記 8	代丹波頼景
33	永和 3	1377	4	3	奉為勸修寺二品法親王一周忌法会修冥福諷誦文	73	迎陽記 8	代房信僧都
34	永和 3	1377	5		為大納言得業隆肇五七日忌修冥福諷誦文	73	迎陽記 8	代家僕宗円
35	永和 3	1377	9	7	為先考藤垂相長光卿十三回忌諷誦文	73	迎陽記 8	代藤原長宗
36	永和 3	1377	9	13	為養母某氏五句忌修追福諷誦文	73	迎陽記 8	代土岐義行
37	永和 3	1377	9	26	為參州本願寺先師三回忌修功德諷誦文	73	迎陽記 8	代某人
38	永和 3	1377	9	18	為隨心院僧正三回忌諷誦文	73	迎陽記 8	代某人
39	永和 3	1377	11	1	為先妣某氏十三回忌諷誦文	73	迎陽記 8	代藤原 (萬里小路) 仲房
40	永徳 1	1381	12		為先妣某氏五七日忌修追福諷誦文	73	迎陽記 8	代某
41	永徳 1	1381	12		為山徒東林房妻修五七日忌諷誦文	73	迎陽記 8	代某人
42	永徳 2	1382	6	28	為先考冬信公卅三回忌法会諷誦文	73	迎陽記 8	代冬宗
43	永徳 2	1382	8	27	為先考七回忌祈冥福諷誦文	73	迎陽記 8	代卜部兼熙
44	応安 5	1372	6		為佐々木入道崇永三回忌修功德願文并諷誦文	74	迎陽記 9	代佐々木高澄
45	永和 3	1377	2	28	為先考山名時氏卿七回忌修善願文并諷誦文	74	迎陽記 9	代山名氏清
46	康暦 2	1380	12		為先考土岐伊予入道修五句忌願文并諷誦文	74	迎陽記 9	代某
47	永徳 2	1382	6	7	為先考佐々木崇永修十三回忌願文并諷誦文	74	迎陽記 9	代佐々木満頼
48	永徳 2	1382	6	7	為亡夫佐々木崇永修十三回忌諷誦文	74	迎陽記 9	代戒尼如空
49	永和 5	1379	2	28	為先考藤原忠光卿五句忌修追福諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資藤
50	永和 5	1379	2	28	為日野一品忠光卿修五句忌法会諷誦文	74	迎陽記11	代藤原保光
51	永和 5	1379	2	28	為日野一品忠光卿修五句忌諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資康
52	永和 5	1379	2	28	同 (= 為日野一品忠光卿修五句忌) 諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資教
53	永和 5	1379	2	28	同 (= 為日野一品忠光卿修五句忌) 諷誦文	74	迎陽記11	代中原俊高
54	康暦 1	1379	4	30	為先考藤忠光卿修百箇日忌願文并諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資衡
55	康暦 1	1379	4	30	為藤忠光卿修百箇日忌願文并諷誦文	74	迎陽記11	代因幡一官代官某
56	康暦 2	1380	1	19	為先考忠光卿修一回忌願文并諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資衡
57	康暦 2	1380	1	19	為先考忠光卿修一回忌法会願文并諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資藤
58	至徳 1	1384	12	16	為先考忠光卿修七回忌法会願文并諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資藤
59	明德 1	1390	12	19	為先考忠光卿修十三回忌願文并諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資藤
60	明德 1	1390	12	19	為亡夫忠光卿修十三回忌法会諷誦文	74	迎陽記11	代妻某
61	明德 1	1390	12	19	為先考忠光卿修十三回忌法会諷誦文	74	迎陽記11	代戒尼秀日
62	明德 2	1391	1	19	同 (= 為先考忠光卿修十三回忌法会) 願文并諷誦文	74	迎陽記11	代藤原資衡
63	永和 2	1376	7		為先妣藤原氏修一回忌冥福諷誦文	74	迎陽記10	代実祥院前大僧正某
64	永徳 1	1381	10	16	為先考藤原為遠卿修五句忌願文并諷誦文	74	迎陽記10	代藤原為衡
65	永徳 2	1382	8	27	為先考藤原為遠卿修一周忌法会願文并諷誦文	74	迎陽記10	代藤原為衡
66	至徳 2	1385	4	5	為先考藤原為重卿五句忌願文并諷誦文	74	迎陽記10	代藤原 (二条) 為右
67	至徳 2	1385	7	27	為先考藤原資明卿修三十三回忌修功德願文并諷誦文	74	迎陽記10	代藤原保光
68	至徳 2	1385	7	27	為外祖父藤原資明卿修三十三回忌法会諷誦文	74	迎陽記10	代源定具

69	至徳4	1387	2	16	為先考藤原為重卿三回忌修追福願文并諷誦文	74	迎陽記10	代藤原（二条）為右
70	明德2	1391	2		為先考藤原為重卿七回忌修追福願文并諷誦文	74	迎陽記10	代藤原（二条）為右
71	応安7	1374	11	19	為先考藤原実材卿一回忌修追福願文	74	迎陽記12	代藤原公勝
72	（応永15）	1408			為先考源義満公五句忌修追福願文	74	迎陽記12	代源（足利）義持
73	応永15	1408	6	25	為先考源義満公修五句忌諷誦文	74	迎陽記12	代源（足利）義嗣
74	応永15	1408	6	25	為源義満公五句忌修法会諷誦文	74	迎陽記12	代藤原（裏松）重光
75	応永15	1408	6	25	為先考源義満公五句忌修法会諷誦文	74	迎陽記12	代青蓮院義円（足利義教）
76	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代北山院（裏松康子）
77	応永15	1408	6	25	為先考義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代御沙弥御所聖久
78	応永15	1408	6	25	為先考義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代法華寺戒尼尊順
79	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代柳殿聖紹
80	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代光照院尊久
81	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代入江殿聖仙
82	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代池尻三品禪尼慈隆
83	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代足利義持室藤原氏
84	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代對方禪尼如善
85	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代北向三品禪尼慈常
86	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代東御方藤原氏
87	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代柳原禪尼如勝
88	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代禪尼性吉
89	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代戒尼淨文
90	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原（二条）満基
91	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代下御所沙弥道智
92	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原（一条）経嗣
93	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代聖護院門主道意
94	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代上乘院僧正道尋
95	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代三宝院僧正満濟
96	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原（三条）実冬
97	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原公行
98	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌曼陀羅供願文并諷誦文	75	迎陽記12	代三宝院満濟
99	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代山科常言
100	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原隆光
101	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代実相院増詮
102	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原為尹
103	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代竹中僧正（曼殊院）
104	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原宗氏
105	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原資藤
106	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代沙弥清寂
107	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代賀茂在弘
108	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代葉室重相入道紹綬
109	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代源通宣
110	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原満教
111	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原（広橋）兼宣
112	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代藤原公俊
113	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代日野一品禪門性光
114	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代富小路法印任繼
115	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代按察法橋重繼
116	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	代戒尼淨高
117	応永15	1408	6	25	為義満公修五句忌諷誦文	75	迎陽記12	自修（東坊城秀長）
118	応永15	1408	8	16	為先考義満公修百箇日忌願文并諷誦文	75	迎陽記13	代源（足利）義持
119	応永15	1408	8	18	為先考義満公修百箇日忌諷誦文	75	迎陽記13	代源（足利）義嗣
120	応永15	1408	8	15	為義満公修百箇日忌願文并諷誦文	75	迎陽記13	代沙弥某
121	応永16	1409	5	3	為先考義満公一回忌修十種供養願文并諷誦文	75	迎陽記13	代源（足利）義持
122	応永16	1409	5	3	為先考義満公修一回諷誦文	75	迎陽記13	代源（足利）義嗣
123	応永16	1409	5	3	為義満公修一回忌諷誦文	75	迎陽記13	代藤原（裏松）重光
124	応永16	1409	5	3	為義満公修一回忌諷誦文	75	迎陽記13	代（上乘院）僧正道尋
125	応永16	1409	5	2	為義満公修一回忌諷誦文	75	迎陽記13	奉崇賢門院（広橋仲子）命作
126	応永16	1409	5	2	為義満公修一回忌諷誦文	75	迎陽記13	代御沙弥御所聖久
127	応永16	1409	5	2	為義満公修一回忌諷誦文	75	迎陽記13	代戒尼某
128	応永16	1409	5	6	為義満公一回忌願文并諷誦文	75	迎陽記13	代源（足利）義持
129	応永16	1409	5	6	為義満公修一回忌諷誦文	75	迎陽記13	代（聖護院）僧正道意
130	応永3	1396	9		供養延暦寺講堂咒願文	75	山門大講堂供養記	
131	応永11	1404	8	11	祈雨御願文	75	大乘院記録	
132	応永11	1404	8	11	同（＝祈雨）咒願文	75	大乘院記録	
133	永徳2	1382	3	24	箕面塔堂供養表白	75	本朝遺文など	
134	永徳2	1382	3	24	同（＝箕面塔堂供養）諷誦文	75	本朝遺文など	
135	永徳2	1382	3	24	同（＝箕面塔堂供養）願文	75	本朝遺文など	